

一般社団法人 スタンドアップ亶理 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人スタンドアップ亶理と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県亶理郡亶理町に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、被災地域における、復興に関わる活動及びまちづくりに関する事業を行い、地域振興の推進を図ることとする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被災地域の復興に関すること
- (2) 文化及び芸術の振興に関すること
- (3) 子どもの健全育成に関すること
- (4) 外部支援団体へのコーディネート及びサポート
- (5) 拠点を活用した交流人口の拡大
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所並びに連絡先を記載又は記録した社員名簿を作成する。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載又は記録した住所、もしくは連絡先にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了時より3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第17条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事の互選より指名された理事（以下「指名理事」という。）がこれに当たる。指名理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議とし、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(代表理事)

第23条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第26条 理事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第29条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表および損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 理事の名簿

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第33条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 加藤 正純、永田 哲也

設立時共同代表理事 加藤 正純、永田 哲也

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 宮城県亶理郡亶理町逢隈田沢字浜道142番地37

設立時社員 加藤 正純

住 所 宮城県亶理郡亶理町逢隈田沢字早川10番地3 グラン スクエアB 201

設立時社員 永田 哲也

(入会金及び会費)

第38条 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第7条第2項の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金： 5,000円

(2) 年会費：12,000円

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人スタンドアップ亶理設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年3月18日

設立時社員 加藤 正純



同 永田 哲也



附 則

この定款の変更は総会の決議があった日（令和6年11月8日）から施行する。